

事務連絡

令和8年4月1日

各都府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

〔公印省略〕

物資の流通の効率化に関する法律の全面施行について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省建設業課より、「物資の流通の効率化に関する法律の全面施行について」について、周知依頼がありました。

我が国の物流を支えるために荷主、物流事業者、一般消費者が協力して取り組む環境の整備に向けて、令和6年に改正された「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号。以下「物流効率化法」という。）に基づき、令和7年4月1日から、全ての荷主（トラック運送事業を利用して貨物を発送・受取する事業者）に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮に取り組む努力義務が課されました。

さらに、令和8年4月1日から、年度の取扱貨物重量が9万トン以上の荷主は届け出て、特定荷主として指定を受け、上記①～③の物流の効率化に向けて取り組むべき措置に関する中長期計画の提出や定期報告、物流統括管理者の選任を行う義務が課されます。

※連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部等）にも荷主に準じる規制が課されます。

令和8年4月1日の物流効率化法の全面施行に向けて、荷主の皆さまの取組に資するよう、別添1「国交省事務連絡のとおり、手引等が更新されましたので、御案内いたします。

あわせて、物流効率化に当たっての留意事項も別添1にまとめてあります。物流効率化等に必要な物流条件の見直し・明確化を行う際には、物流事業者や取引先など関係事業者と十分に協議を行い、一方的な決定は避けるようお願いいたします。また、トラックドライバーが運送業務に集中できるようにし、輸送能力を確保する観点からは、運送以外の業務である荷役等をトラックドライバーに行わせるべきかについて、まず検討を行うことも重要です。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、別添1の内容について貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添 1_国交省事務連絡

別添 2_物流効率化法リーフレット

【問合せ窓口】

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトをご確認下さい。

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

以 上

(担当) 事業部 本多

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp